

大阪府母子保健運営協議会 プレコンセプションケア推進部会設置・運営要領

(設置)

第1条 大阪府母子保健運営協議会（以下「協議会」という。）に、大阪府母子保健運営協議会規則（平成24年大阪府規則第194号。以下「規則」という。）第5条第1項の規定により、プレコンセプションケアの推進に必要な事項を検討するため、プレコンセプションケア推進部会（以下「部会」という。）を置く。

(組織)

第2条 部会は、規則第5条第2項の規定により、5名以内で会長が指名する委員で組織する。

- 2 部会に部会長を置く。部会長は規則第5条第3項の規定により、会長が指名する。
- 3 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 部会は、部会長が召集し、部会長がその議長となる。

- 2 部会は、これに属する委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 部会長は、議事に必要な参考人を招致することができる。
- 5 部会長は、部会における審議の状況及び結果を協議会に報告しなければならない。

(補則)

第4条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に必要な事項は、部会長が定める。

附則 この要領は、令和6年11月1日から施行する。